

明治学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1863（文久3）年に始めた英学塾「ヘボン塾」を淵源とし、1949（昭和24）年に文経学部第一部・第二部を有する新制大学として認可を得た。2015（平成27）年度現在、6学部（文学部、経済学部、社会学部、法学部、国際学部、心理学部）7研究科（文学研究科、経済学研究科、社会学研究科、法学研究科、国際学研究科、心理学研究科、法と経営学研究科）等を有する大学となっている。なお、法務職研究科は、2013年（平成25）年度に募集停止した。キャンパスは、東京都港区および神奈川県横浜市に構え、建学の精神である「キリスト教による人格教育」、教育理念である「Do for Others（他者への貢献）」を掲げ、教育研究活動を展開している。

2009（平成21）年度に本協会の大学評価を受けた後、中・長期計画である「21世紀へボンプロジェクト」の実現を目指すとともに、「自己点検・評価運営委員会」を中心に、理念、目的、教育目標等を再確認してきた。また、建学の精神や教育理念の実現に向けて議論を深め、現状を客観的な視点から明らかにし、その長所、課題や問題点を把握することなどを目的として改善を進めてきた。

貴大学の取り組みとしては、国際平和研究所およびボランティアセンターの活動が全学共通教育「明治学院共通科目」の提供に寄与しているほか、ボランティアセンターを中心に多様なボランティア活動への支援制度が充実しているなど、建学の精神や教育理念が教育研究機関やその活動に具現化しており、高く評価できる。また、教育理念や教育目標の実現に向けた全学共通教育には特徴がある。

しかしながら、学科、研究科によっては学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の内容に不備がある、シラバスの記載内容が不十分である、研究科によっては学位論文審査基準が明文化されていない、大学院の定員を充足していないなど課題が散見されるので改善が望まれる。加えて、各部局と大学執行部との連携に不十分な点が見受けられることから、今後は、各部局と大学執行部とが有機的に連携するとともに、教職員が一体となって改善・改革にあたることに期待する。

Ⅲ 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

英学塾「ヘボン塾」を淵源に持つ貴大学は、「キリスト教による人格教育」を建学の精神とし、その旨を「明治学院大学学則」上にも定めている。また、「Do for Others（他者への貢献）」を教育理念に据え、この教育理念に基づき、5つの教育目標（(1)他者を理解できる人間の育成、(2)分析力と構想力を備えた人間の育成、(3)コミュニケーション能力に富む人間の育成、(4)キャリアをデザインできる人間の育成、(5)共生社会の担い手となる人間の育成）を掲げている。各学部・研究科では、この教育理念および教育目標に基づき人材養成目的を設定し、学則に定めている。これらは、「大学案内」やウェブページ等に掲載し、各学部・研究科でもパンフレット等を通じて周知に努めている。

理念・目的の適切性については、「学長による判断」により教育理念を検証しているが、学長の判断は「執行部会議」に報告するのみである。人材養成目的の検証は、必要に応じて「執行部会議」をはじめ「学部長会」、各学部教授会の審議を経て、「大学評議会」で適切な変更か否かの判断をしているが、いずれの組織も権限、検証手続が明確とはいえず、検証プロセスが適切に機能しているとまではいえない。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、教育理念および5つの教育目標を達成するため、2014（平成26）年度時点では、6学部15学科および教養教育センター、6研究科10専攻からなる大学院のほか、キリスト教研究所、国際平和研究所をはじめとする10の研究機関、ボランティアセンター、宗教部など4つの教育機関、歴史資料館などを設置していた。また、2015（平成27）年度は、法と経営学研究科および法と経営学研究所を新たに設置している。とりわけ、学内外における平和研究および平和教育の振興に寄与することを目的とする国際平和研究所、学生のボランティア活動を支援するボランティアセンターの活動は、建学の精神や教育理念を具現化した取り組みとして高く評価できる。

教育研究組織の適切性の検証については、主として各学部教授会において点検・評価するとどまり、全学的かつ定期的な検証システムは不十分である。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 国際平和研究所およびボランティアセンターは、研究会やセミナーの開催、学生のボランティア活動支援にとどまらず、それらの活動内容を全学共通教育「明治学院共通科目」の「現代世界と人間4」やボランティア関連科目として提供している。また、学生がボランティア関連科目を系統的に履修することによって学生のボランティアセンターの活動への高い参加率につながっていることは、貴大学の建学の精神や教育理念を具現化する機関として評価できる。

3 教員・教員組織

<概評>

教員組織の編制方針は、「本学の建学の精神と教育理念を理解し、建学以来築き上げてきた研究・教育資産に配慮しながら各専門分野での研究と教育のさらなる向上を目指す教員を採用する」等として示しているが、この方針は、大学全体の方針として確たる位置づけを有しておらず、学内で十分に共有されているとはいえない。

教員に求める能力・資質等については、「明治学院大学教員選考基準」および「明治学院大学大学院教員資格規程」に定めている。ただし、各学部の教員選考手続に関しては規程に定めているものの、法学部では規程を定めていないので、改善が望まれる。また、心理学研究科を除き各研究科では、独自に大学院担当資格要件を定めていないので、定めることが望ましい。

教員組織について、専任教員数は法令等を満たしており、女性、外国人、実務家の採用についての配慮がみられ、一定の多様性を有している。しかし、専任教員1人あたりの学生数は、経済学部、社会学部、法学部が多く、特に法律学科が多くなっている。また、文学部の年齢構成はやや偏りが見受けられる。加えて、教職課程は、教員養成理念を具現化する全学的組織の体制が不十分であるとの指摘を文部科学省から受けている。

教員の資質向上を図るための研修などの取り組みとしては、「明治学院大学FD・教員評価検討委員会」が中心となってファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進している。一般社団法人日本私立大学連盟の「FD推進ワークショップ」や公益財団法人大学コンソーシアム京都主催の「FDフォーラム」への参加も推奨しているが、参加教員数は少ない。教員の教育研究活動の活性化については、研究者情報データベースを構築し、蓄積した情報を公表することに努めている。

教員組織の適切性については、各学部・学科の検証にとどまっており、大学全体として適切性を検証する仕組みは確立していない。

<提言>

一 努力課題

- 1) 法学部において、教員選考手続を明文化していないので、改善が望まれる。

4 教育内容・方法・成果

- (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

全学共通の教養教育では、「建学の精神を理解し、多様な価値観を尊重しつつ社会参加を通して他者への貢献を目指す態度」など4項目を人材養成目的として定め、学位授与方針については、各学部・学科、各研究科・専攻において定めている。しかし、これらの方針は、専門分野で求める知識・能力等が異なるとはいえ、各学部・学科、各研究科・専攻によって内容に差が大きい。また、経済学研究科博士前期課程および博士後期課程、法学研究科博士後期課程、国際学研究科博士前期課程の方針では、課程修了にあたり身につけるべき知識や技能、態度等の学習成果を示していないので、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針については、全学共通の教養教育では、「明治学院共通科目」のC群からI群の構成について定め、各学部・学科、各研究科・専攻では、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をおおむねまとめている。しかし、文学部各学科および社会学部社会福祉学科では、現状の説明にとどまっており、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を示していない。また、法学研究科博士後期課程では、研究指導方法に偏った内容であるので、改善が望まれる。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、ウェブページ、各学部の履修要項および大学院要覧にそれぞれ掲載し、周知・公表している。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証について、教養教育に関しては、「教養教育センター執行部会」「教養教育センター教授会」「FDカリキュラム・教学改革・認証評価委員会」で定期的に行っており、各学部・学科に関しては各学部教授会において、各研究科・専攻に関しては各研究科委員会、各専攻会議等において行っているが、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、全体としての統一感がないので、大学全体の視点からの検証を行うことが望ましい。

文学部

明治学院大学

文学部の学位授与方針は「学生は言語・文学・芸術への感性に優れ、また各学科の専門分野についての基礎的知識と応用力を身につけていること」などと定め、各学科でも定めている。しかし、達成すべき学習成果を明確に示しているとはいえないので、改善が望まれる。教育課程の編成・実施方針は「基礎・専門カリキュラムとは別に、日本文学・中国文学・ドイツ文学・西洋文学・異文化理解・哲学・ギリシア語・ラテン語・文化史・民俗学などの文学部共通科目を設置する」などと定め、各学科でも定めている。しかし、各学科の教育課程の編成・実施方針は、年次ごとの現状の説明にとどまっており、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。

経済学部

経済学部の学位授与方針は、「所定の期間在籍し、学部の人材養成上の目的・教育目標に沿って、それぞれの学科の基礎力を身につけていると同時に、応用力も習得した『良識ある経済人』に対して、学士学位を与える」と定め、各学科でも定めている。経済学部の教育課程の編成・実施方針は「専門教育科目のうち、演習とインターンシップがすべての学科の共通科目として配置」し、「経済学部内の他学科の専門教育科目は隣接領域として位置づけ、経済学部の全学生が履修できるようにする」としている。各学科とも、現代社会が直面する諸問題に対して、それぞれの視点から客観的分析を行うための知識を幅広く習得するため、コミュニケーション能力、主体的学習姿勢、専門分野の体系的理解、論理的思考・実践的分析手法の修得、問題解決能力の獲得を目指して、社会で活躍しうる総合的な能力を備えた人物育成を旨としており、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との連関は適切である。

社会学部

学位授与方針は、各学科で詳細に定めている。社会学科では、「批判的思考法・実証的探究法を身につける」など5項目からなる方針を、社会福祉学科では、「社会福祉の理論や実践方法論を理解し、かつ実践に生かす方法論を習得する」などの方針を示している。ただし、社会学科のコース制と学位授与方針との関係は明確でない。

教育課程の編成・実施方針も各学科で定めている。社会学科では、1年次の導入教育に続いて「2年次では『コース演習』なるゼミナール形式の必修科目を設け、3・4年次での専門演習、そして卒業論文に備える」「更に2年次から、コースの設定した枠組みを手掛かりに、本格的に専門科目を履修していく」と定めている。社会福祉学科では「1年次は、社会福祉学の基礎知識を獲得させ、2年次からの各コースの学びに導くように、必修科目の『社会福祉学概論A・B』や、『基礎演習』

『ソーシャルワークの理解』『福祉開発の理解』などを配置し、「3年次・4年次では演習科目・卒業論文（ともに選択）がおかれ、系統的な積み重ねができるよう科目を配置」すると定めているが、これは、現状の説明にとどまっており、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。

法学部

法学部の学位授与方針は、「所定の期間在学し、幅広い教養と法学・政治学に関する専門的知識を習得し、さらには応用力を身につけ、社会で発生する諸問題に対し多角的思考、判断力をもって対処できる学生に学位を与えるものとする」とし、卒業要件も示すとともに、3つの学科でも学位授与方針を定めている。教育課程の編成・実施方針は、「初年度教育の重視、少人数制教育の確保、基礎教育の充実、基幹科目の学年指定、段階的学習に基づく体系的な学力創造」とし、学科ごとにも定めている。学部全体、法律学科および消費情報環境法学科は、これらの方針の連関を見出せるが、政治学科の方針は連関していないので、改善に向けて検討が望まれる。

国際学部

国際学部の学位授与方針は、「明治学院共通科目および学科専門科目の多面的な履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、国際的な政治・経済・社会や個別の文化、芸術に関する総合的な理解力を身につけること」など3項目を定め、国際学科、国際キャリア学科においてもそれぞれの方針を定めて、身につけるべき知識・態度などを示している。

国際学部の教育課程の編成・実施方針は、「1. 多様な専門分野と地域研究の科目を設置する」「2. 4年間にわたり演習科目を中心としたきめ細かな少人数教育を実施する」「3. 力強い英語力を育成する科目を設置する」「4. 大学外での学習を重視する」とし、各学科でもそれぞれ定めている。ただし、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の表現内容に違いがあるなど、両方針の連関が読み取れない部分が見受けられる。

心理学部

心理学部の学位授与方針は、「グローバルな現代社会で人々が遭遇するさまざまな問題に対し、心理学または教育発達学的関心・理解を示し、それらへの積極的取り組みの姿勢を有している」などとし、各学科でも定めている。心理学部の教育課程の編成・実施方針は、「1. 心理学部の教育理念『ここを探り、人を支える』の意義を理解し、現代社会が提示する多様な問題に積極的に取り組む姿勢を養うため、

自己理解力、他者理解力、関係性理解力、問題解決能力を培う」「2. 学年進行に応じ、講義、実習、体験学習、演習等を通じ、心理学または教育発達学的方法論を身につけ、豊かな人間性と実践力を培う」などとし、各学科でも定めている。ただし、教育発達学科の教育課程の編成・実施方針で触れている「発達支援力」「教育実践力」は学位授与方針では用いられていないので関連性が分かりにくい。

文学研究科

学位授与方針は、博士前期課程では「専門とする言語・文化・芸術・思想の各領域において、広い視野と深い学識を身につけ、各自の研究主題を分析し考察する専門的な研究能力を得ている」こと、博士後期課程では「博士前期課程で身につけた学識・研究能力をさらに発展させ、かつ狭い専門性にとどまらない総合的な洞察力を得て、自立的な研究者としての能力を示す研究業績を上げる」ことと定めている。

教育課程の編成・実施方針は、博士前期課程では「専門とする言語・文化・芸術・思想の各領域において広い視野と深い学識を身につけ、同時に各自の研究主題を分析し考察する専門的能力を身につけるように、バランスのとれた教育課程を編成し、修士論文の指導を効果的に行うことをめざす」と、博士後期課程では「博士前期課程で身につけた学識・研究能力をさらに発展させ、同時に総合的な洞察力を得て、自立的な研究者として活躍できる基盤となる博士論文の指導を効果的に行うことをめざす」と定めている。また、2つの方針はおおむね関連している。

経済学研究科

学位授与方針は、博士前期課程では「各専攻のカリキュラムに則って科目履修をし、基準となる単位数を修得するとともに、研究指導を受け、修士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格すること」などと定め、博士後期課程では「各専攻のカリキュラムに則って科目履修をし、基準となる単位数以上を修得するとともに、特殊研究指導を受け、博士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格すること」などと定めている。しかし、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等を示していないので、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針は、博士前期課程では「『学位授与の方針』に基づいて(1)論理的思考力、(2)プレゼンテーション能力、(3)総合的判断などを養い、研究能力を育成するとともに「問題発見能力」や「問題解決能力」を育成する図るためのカリキュラムを編成する」などと定め、博士後期課程では「各専攻によって必修科目の履修単位数は異なるが、研究者並びに高度な専門職業人に必要な学識を育成する為に、論文指導教授を中心に専門的で緻密な指導のもと、論文指導教授の専門科目及び演習科目を必修科目として配置する」と定めている。

社会学研究科

学位授与方針は、修了要件を博士前期課程および博士後期課程でそれぞれ規定したうえで、身につけるべき知識・能力・態度を各専攻で定めている。社会学専攻博士前期課程では、「社会学においてこれまでの歴史の中で培われてきた方法・概念・理論に関する知識を広く習得しつつ、その土台のうえに各自の個別研究を位置づけ、その独自性を明確にすることができる」などと、社会福祉学専攻博士前期課程では、「社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得している」などと明示している。また、社会学専攻博士後期課程では、「社会学においてこれまでの歴史の中で培われてきた方法・概念・理論に関する知識を広く習得しつつ、その土台の上に各自の個別研究を位置づけ、その独自性を明確にすることができる」などと、社会福祉学専攻博士後期課程では、「社会福祉学に関する各専門領域の学問研究を深耕しながら社会に貢献できる自立した研究能力を修得している」などと明示している。

教育課程の編成・実施方針は、博士前期課程では、「基礎科目・専門科目および調査手法・実習科目を幅広く開講する」「修士論文の中間発表および修士論文の提出に向けて、修士論文の研究指導を行う」とし、詳細は専攻ごとに定めている。博士後期課程では、「学会発表、研究科紀要や学術雑誌への論文発表を促し、最終的に博士論文の提出を可能にする研究指導を行う」とし、詳細は専攻ごと定めている。それを受けて、博士前期課程各専攻ではコースワークとリサーチワークの方針を詳細に定めている。2つの方針は連関しており、社会学専攻において、論文中間発表会の場を授業とは別に設ける方針を示していることは特筆できる。

法学研究科

学位授与方針では、「学位論文の内容と口述試験の結果、学生が、『独立して研究能力を有している』と認定されること」としたうえで、その指標となる項目を5つ挙げている。しかし、内容的には学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）であり、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針は、「現在、博士後期課程のみの体制となっているため、指導教授による研究指導だけが単位取得の要件となっている。研究指導は、各指導教授がその専門分野において最先端の研究に基づいてカリキュラムを編成して実施しているが、重要なのは、博士論文の論文指導である」等と定めているが、研究指導方法・体制に関する内容であり、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。また、2つの方針は互いに連関することが望ましい。

国際学研究科

学位授与方針は、博士前期課程では「専門性、学際性を身につけていること」とし、修了要件も明示しているが、課程修了にあたって身につけるべき能力等は具体的ではないので改善が望まれる。博士後期課程では「独立して先端的研究を行う能力、あるいは国連機関などで活躍できる高度な専門性を備えた能力」を掲げている。

教育課程の編成・実施方針は、博士前期課程では国際的な視野を持つプロフェッショナルを育成するため「『国際学研究』を設けるほか、地球的問題に対して果敢な知的挑戦ができるよう『日本・アジア研究』『平和研究』『グローバル社会研究』の3つの専門部門を設定、合計4部門で構成する」と定めている。博士後期課程では「博士前期課程の諸領域にさらに専門性を備えさせるため『特殊研究』科目を編成し、高度な研究と博士論文執筆ができる体制を取る」と定めている。ただし、博士後期課程の方針は一般的かつ簡潔にすぎるので、見直しが必要である。

心理学研究科

学位授与方針は、博士前期課程では「こころのメカニズムを探り、こころや行動を科学的に論理づけられる心理学的基礎的研究能力・実践の能力を持ち、社会で起こる様々な問題を心理学的考え方や手法によって解決したり、支援したりすることのできる人材養成を目的とする」などとし、博士後期課程では「心理学分野、教育発達心理学分野、臨床心理学分野を統合的に理解したうえで、それぞれの分野における研究者としての能力、または臨床実践家を指導できる高度な専門性を有する指導者としての能力を身につける」などと定めている。ただし、教育目標を示しているように読め、課程修了時に修得しておくべき能力、技能、資質なども具体的ではない。

教育課程の編成・実施方針は、博士前期課程では3つのコース別に詳細に設定しており、「心理学コースでは、人間のものの見方、考え方、他者との関わりにおける振る舞いなど、人間のさまざまな行動の基盤となるこころの仕組みを科学的な思考と方法論を用いて実証的に解明し、その成果を研究や実践という形で社会に還元できる『こころの探究者（理解者）』を育成する」などとし、博士後期課程では、「心理学に関する多角的視点を持つために必要な」「心理学の幅広い学問領域について学修し、修得するためのカリキュラムを提供する。博士論文の作成にあたっては主指導教授の指導に加え、副指導教授等からも助言や指導が得られるようなシステムとし、併せて主指導教授以外の心理学領域の教授による科目の履修を必修とするカリキュラムを編成する」と定めている。ただし、博士前期課程は、心理学コースと

臨床心理学コースの方針は全体的に長い文章で若干読みづらく、心理学コース、教育発達心理学コースでは、研究指導にかかわる点を示していない。

<提言>

一 努力課題

- 1) 経済学研究科博士前期課程および博士後期課程、法学研究科博士後期課程ならびに国際学研究科博士前期課程の学位授与方針は、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果を示していないので、改善が望まれる。
- 2) 文学部各学科および社会学部社会福祉学科の教育課程の編成・実施方針は、現状の説明にとどまっており、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を示していない。また、法学研究科博士後期課程の教育課程の編成・実施方針は、研究指導方法・体制に関する内容であり、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

大学全体

全学共通の教養教育は、教育課程の編成・実施方針に沿って、建学の精神、教育理念に直結する豊かな科目群を配置している。「明治学院共通科目」「学科科目」「教職に関する科目」の三種に類別し、各学部では「明治学院共通科目」から履修する単位数を設定し、履修を義務づけている。全学部が共通科目から必修指定しているのは「キリスト教の基礎A」および「キリスト教の基礎B」である。各学部は、教育理念に結びつきの深い科目を共通科目から履修させるようにしながら、それぞれの学部の目指す教育目標に照らしてカリキュラム編成を行っている。また、各学科のカリキュラムは、1・2年次の専門基礎教育から3・4年次の高度な専門教育に至る積み上げ式の「学科科目」を配置し、教育課程の順次性や体系性を明示するために、カリキュラムマップを「大学案内」や大学ウェブページに掲載している。また、国際学部国際学科、国際キャリア学科の「学科科目」および「明治学院共通科目」ではナンバリング制を実施して、学生に順次的な履修を促している。

各研究科博士前期課程および博士後期課程の教育課程については、コースワーク、リサーチワークに配慮した授業編成を行い、実習および研究指導のバランスを考慮した教育課程を構築しているが、社会学研究科および法学研究科の博士後期課程の教育内容は、コースワーク、リサーチワークのバランスに欠けているので、改善が望まれる。

文学部

学生は「明治学院共通科目」「文学部共通科目」「学科科目」の3つに大別される科目群の中から、バランスよく履修することが求められている。また、教職課程を置き、「教職に関する科目」を配置している。各科目群はさらに下位区分し、幅広く深い教養、総合的な判断力等を養成できるよう配慮している。キリスト教教育を中心に豊かな人間性の涵養に努め、学生の順次的・体系的な履修にも配慮しており、適切な教育課程、教育内容になっている。

教育課程の適切性については、学科で問題点、改正点を検討した後、変更提案があれば教授会で審議し、評議会で決定しているが、検証の権限、手続は明確でない。

経済学部

教育課程は、教育課程の編成・実施方針に沿って適切に編成している。「学科科目」は1年次に入門・基礎科目、2年次以降に関連（応用）科目を開設しており、各学科で各科目群を構成し、段階的な知識の修得が可能である。また、専門科目は学生の学問的関心や卒業後の進路に応じてコース選択ができ、講義と所属演習の学修に有機的な連関を持たせて、専門知識の重点的学習を可能にしている。学生の順次的・体系的な履修にも配慮しており、教育内容も適切である。

教育課程の適切性の検証については、学部教授会や「学科教務委員会」等で定期的にカリキュラムの点検作業等を行っている。また、コース制導入や体系的な英語教育の構築等について、教授会や「全学共通科目教育機構」と連携して、教育課程の適切性の確保に努めている。今後も学生の多様な意見・要望を積極的に汲み取り、社会・経済環境の変化に合わせた教育課程の編成が期待される。

社会学部

各学科の教育課程の編成・実施方針に沿い、1年次に少人数による導入科目を学び、2年次以降はコースを選択して学修を進め、3・4年次には演習・卒業研究などの科目を受講して専門性を深める仕組みを採用している。「理論と社会調査を両輪とした教育」を行う社会学科と、ソーシャルワークや精神保健福祉士に関連する科目を配置した社会福祉学科でコースの性質は異なるが、それぞれ基礎から応用科目、実習・演習科目を開設して、少人数教育による段階的な知識修得が可能となっている。ただ社会学科の場合、コース制の狙いや各コースのカリキュラムの特徴がやや見えにくい。

教育内容については、いずれの学科でもグローバル化や情報化といった現代社会の特徴を踏まえつつ、それぞれの学問領域にかかわる多数の授業科目を配置してお

明治学院大学

り、学問の体系性にも配慮している。なお、大学全体の方針を受けて、社会学部でも入学前教育として「レポート添削講座」などを設けており、初年次教育との連携、高・大の接続に向けた積極的な姿勢がうかがえる。

教育課程の適切性は、コース制導入や科目の新設からもわかるように、教授会を中心に不断に検討している。

法学部

教育課程の編成・実施方針に沿って、社会に発生する諸問題に対し、多角的思考、判断力を有する人材を輩出すべく、順次性のある授業体系を編成している。なお、法律学科、政治学科は、基礎から応用・発展といった段階的な科目配置をしている一方で、消費情報環境法学科では、基礎科目群のうえに先端科目群を配置している。これは、より実践的な応用力を養うための取り組みであり、人材養成目的および学位授与方針に照らして適切である。なお、2014（平成 26）年度に、法律学科で 10 年ぶりのカリキュラム改正を行うべく、学部内に「カリキュラム改革委員会」を設置し、検討を進めたので、教育課程の適切性の検証は必要に応じて行われているが、法学部として定期的に検証する制度が確立しているとまではいえない。

国際学部

国際学科では、各科目を「学科基礎科目」「学科講義科目」と区分し、各年次の少人数の演習科目に加え、「平和研究」「環境問題」「多文化社会」など 6 テーマで括られた科目を開講し、学生はいずれかを専攻し、履修する仕組みとなっている。英語による授業も「学科講義科目」の 4 分の 1 に及ぶ。多様なディシプリン系の科目に加え、世界各地を研究する科目が多数開講されている。サンフランシスコ州立大学とのダブルディグリー制度もあり、2013（平成 25）年度に初めての修了者を輩出している。

国際キャリア学科では、すべての授業が英語で行われ、1～2 年次の「学術英語教育プログラム（AEP）」、初級と上級に区分された講義科目および演習・実習科目により、順次性を意識したカリキュラムを編成している。また、教育課程の編成・実施方針に基づき、留学や海外インターンシップが強く推奨され、毎年 1 割強の学生が長期留学をしている。いずれの学科の教育課程も、教育課程の編成・実施方針に沿って編成している。

教育課程の適切性については、テーマごとに各学科会に作業グループを設けて検討し、学部の教務委員会や教授会で審議する仕組みとなっている。

心理学部

「明治学院共通科目」と各学科で提供される「学科科目」を組み合わせることでバランスよく履修するよう学生に求めており、心理学科の「学科科目」は「基礎科目」と「専門科目」とに分かれ、「基礎領域から臨床領域まで、幅広い心理学の専門領域を網羅」している。発達教育学科の「学科科目」では、「子ども理解領域」と「子ども支援領域」の2つを配置し、さらに下位区分している。いずれも、幅広く深い教養、総合的な判断力が養成されるよう工夫し、学生の順次的・体系的な履修も配慮しており、教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程を編成している。

教育課程の適切性については、カリキュラムが学科により異なるので、まず学科会議で議論し、教授会に報告して、場合により審議することとなっているが、検証の権限、手続は明確でない。

文学研究科

英文学専攻博士前期課程では「研究法演習」を含む「必修科目」「専修者授業科目」「共通授業科目」で構成し、博士後期課程では、博士前期課程の科目に加え、指導教授の研究指導で構成している。フランス文学専攻博士前期課程では演習科目と研究科目を配置し、博士後期課程では特別講義科目と特別演習科目、研究実習で構成している。芸術学専攻博士前期課程では演習科目と特殊講義科目、博士後期課程は特殊研究科目を配置している。

教育課程の適切性については、各専攻によって教育課程も大きく異なっているため、専攻会議で検証を行い、各専攻でここ数年、研究科委員会における審議・決定を経て、科目の新設等を行っている。ただし、検証の権限、手続は明確でない。

経済学研究科

経済学専攻博士前期課程の教育内容は、高度な専門知識の修得だけでなく、広範な知識の習熟を目的に、3分野制（理論・統計・政策、歴史・各国経済事情、財政・金融）から構成している。また経済の高度化・複雑化の状況において、研究科が定めた専門的職業人の養成を目的に、理論、歴史、制度、政策等から主要分野を中心として他分野の履修も課している。経営学専攻博士前期課程の教育内容は、経営、マーケティング、会計、金融および関連諸領域の理論全般の修得のための編成となっている。現代事情に精通して、豊かな創造力と高度な学術探求力を養うため、広範な視点による学修に配慮したものである。博士後期課程では、将来の研究者養成を視野に、理論的基礎力と高度な専門性を涵養すべく、担当指導教授の指示と研究指導計画に基づき、講義と演習を修得しながら博士論文の完成を目指す内容である。博士前期課程・後期課程ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、基礎理論から

明治学院大学

応用分野まで多様な科目と、専門分野の高度化と多様な課題に対応した教育を提供しており、学生の順次的・体系的な履修への配慮が認められる。

教育課程の適切性の検証については、改組・改変等は研究科会議や委員会等で適宜、提案・審議・決定という一連の手続により行っている。研究科が定めた従来の教育方法・指導方法を維持しつつも、経営学専攻博士前期課程の募集停止（2016（平成28）年度）等、社会や学生のニーズに合わせて柔軟に対応している。

社会学研究科

博士前期課程について、社会学専攻では、1年次必修科目として「社会学基礎演習」を、社会福祉学専攻では、「社会福祉原論研究」と「ソーシャルワーク論研究」を開講し、学部教育との連携に配慮している。また、社会学専攻では、基礎科目や理論・方法論の科目に加え、社会学分野の幅広い領域を横断する多彩な科目を開講している。社会福祉学専攻でも、基礎科目から、実践的、実習的な科目、さらには特定の課題領域を取り扱う科目まで、ソーシャルワーカーのスキル向上につながるコースワークを設定している。なお、社会福祉学専攻では、現職ソーシャルワーカーのリカレント教育に向けた3年制コースを用意し、社会人の長期在学制度を設けていることは注目に値する。博士前期課程の各専攻では、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育課程の編成・実施方針に基づいて体系的・順次的履修に配慮しているが、博士後期課程は、コースワーク科目を配置しておらず、研究指導のみのカリキュラムであり、改善が望まれる。

教育課程の適切性については、各専攻会議や教員研修会で検討が行われているが、検証を改善につなげる体系的な仕組みを整備することが望まれる。

法学研究科

博士後期課程のみの法学研究科では、指導教授による研究指導のみを開講しており、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、改善が望まれる。大学院学生がいつでも閲覧・参照できるように、研究計画から論文提出までの手順をウェブページに掲載し、最新の外国語文献の講読を求めなど、その専門性に応じた高度の授業内容を展開するよう努めている。教育課程の適切性については、研究指導を充実させるべく相応の努力がなされているが、定期的に検証する制度が確立しているとまではいえない。

国際学研究科

博士前期課程では、基礎部門の「国際学研究」、専門部門の「日本・アジア研究」「平和研究」「グローバル社会研究」の4つの部門に分かれ、講義形式を採用した

がら、それぞれ「演習」科目と「研究」科目をバランスよく配置し、コースワークとリサーチワーク双方にまたがるカリキュラムの体系的性を担保している。また、4つの部門それぞれに「基礎演習」科目を置き、学部教育との連携に配慮する狙いがうかがえる。博士後期課程については、各教員は研究指導以外に「特殊研究」を開講し、履修者の研究テーマを考慮しながら研究指導を補完する授業を行っている。

教育課程の適切性については、大学院運営委員会で随時協議を行っているが、検証を改善につなげる体系的な仕組みを機能させることが望まれる。

心理学研究科

博士前期課程では、教育発達心理学コースでは、必修科目の「教育発達心理学研究法特論」に加え、選択必修科目の「教育発達心理学特論研究1・2」「障害児・者特論研究1・2」のいずれかを履修することが求められている。臨床心理コースでは、特論科目や演習科目が必修であり、研究法科目を履修するほか、「体験・実習科目」を履修することが求められている。心理学コースでは「心理学研究法1・2」「心理学研究指導」などが必修であり、そのほか特論科目を履修することが求められている。博士後期課程では、「特別演習」と「特別講義」を合わせて修得することとなっている。

教育課程の適切性については、博士前期課程では各コース会議および博士前期課程会議において、博士後期課程では博士後期課程会議において検討を行っているが、検証の権限、手続は明確でない。

<提言>

一 努力課題

- 1) 博士後期課程において、社会学研究科および法学研究科は、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。

(3) 教育方法

<概評>

大学全体

学士課程では、講義、演習、実験、実習、実技およびそれらの併用等の授業形態を展開している。1年間に履修登録できる単位数の上限については、教職科目や短期留学認定科目等を除き各学科44単位から49単位と定めているが、経済学部国際経営学科の3・4年次の上限単位数は多い。また、経済学部および社会学部を除く

学部・学科では、卒業年次に学科主任が認めれば、定めた上限単位数を超過して履修登録が可能であるので、単位制度の趣旨に照らした改善が望まれる。

2011（平成23）年から大学全体のシラバス執筆基準として「シラバス記載のガイドライン」を定め、授業担当者への周知徹底を図っている。当ガイドラインには、授業概要、学習目標、授業計画、成績評価の基準、教科書、参考書、関連URL、授業に向けての準備・アドバイスが記載されている。しかし、実際には、教員によりシラバスの記載内容に差があるので、改善が望まれる。

単位の設定は、大学設置基準および大学院設置基準に基づき各々の学則に定めている。また、在学中に他大学との協定等に基づき他大学において修得した単位や「明治学院大学学生国際交流規程」に基づく海外留学で修得した単位など、規定に沿って適切に認定している。

「FD・教員評価検討委員会」は、毎年春学期と秋学期に各授業を対象にした学生による「授業評価」を実施し、その結果に基づいて「授業評価報告書」を作成・公開している。ただし、授業評価アンケートの結果は、各教員に返却し、各々の授業やシラバスの改善の契機になることを期待する。そのほか、教学改革支援制度とその成果報告会や、卒業生および在学生を対象とした学生アンケートの実施とその分析により、教育における強みや弱みの可視化に取り組んでいる。また、教養教育センターにおいては、「FDカリキュラム・教学改革・認証評価委員会」を設置し、教育の質の改善を目指して、講義形式の授業の受講者数の上限設定や教室サイズの適切性および成績評価の平準化等について継続して検討している。

文学部

文学部の教育目標を達成するために必要な授業の形態は、教育課程の編成・実施方針で明らかにし、学則に定めた科目一覧で学部共通と学科別に示している。シラバスと授業の整合性については、学生による授業評価アンケートの質問項目をもって検証している。また、芸術学科では学生からのヒアリングを行うなど、教育内容・方法等の改善を図るための試みは見受けられるが、文学部として、教育の改善に効果的に活用する取り組みがあるとは必ずしもいえないので、教育方法の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続を明確にし、改善に向け機能させることが望まれる。

経済学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学科とも講義科目に加えて、少人数で主体的に学ぶ演習科目としての「基礎演習」や「ワークショップ」、実習科目を配置している。演習と講義は学びの相乗効果を発揮し、「卒業論文」に発展させるもの

となっている。履修指導は年度初めに教務委員会等が履修ガイダンスを実施し、履修モデルの提示と周知を図っている。成績評価は、G P A (Grade Point Average) を通じて客観的な習熟度を学生にフィードバックしており、学修・履修計画の指針となるよう配慮している。成績確認制度や成績チェックによって評価の公正性を確保するほか、試験問題の公表や解答解説等のような成績評価の説明責任を果たしている。シラバスの内容は学科主任や教務委員会が点検し、授業評価アンケートをもとに授業改善へと役立てており、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切な検証を行って改善につなげている。また、一部教員により授業公開等を実施するなど、将来に向けて学部として教育内容・方法等を漸次改善する試みもあり、教育内容・方法の改善を図るための検証プロセスを機能させるよう努めている。

社会学部

社会学科では4年一貫した少人数教育のもと、討論、グループワーク、フィールド調査などの手法を通じたアクティブ・ラーナーの育成に工夫をしている。社会福祉学科では、討論やグループワーク等を取り入れた授業を多く行っている。社会福祉学科の「福祉開発フィールドワーク」では内外の調査活動を組み込み、福祉と開発の現場で学ぶ実践的な試みとして注目できる。いずれの学科でも、実習・演習等の少人数教育とそれに関連深い講義科目の履修で得られる学びの相乗効果により、「卒業論文」へと発展させる配慮がなされている。2014（平成26）年度から全学的に取り組まれているシラバスの記載内容の改善について、「授業外の予習・復習に関する指示」の記載状況は未達成である。ただし、社会学科の少人数教育を実施する授業科目では、各クラスのシラバス内容の標準化を試みており、成績評価に差が生じないように、工夫している。教育内容・方法の改善に向けて、社会学科では年2回の学科研修会が、社会福祉学科では実習先との連携を図る担当教員別の交流会が開かれるなど、FDに類する活動が行われているが、学部レベルでの組織的なFDを実施していないので、今後の課題である。

法学部

履修指導は新入生および上級生対象のガイダンスにおいて、履修登録上の注意点の周知と学生に有益な情報を提供しており、成績不良者には、個別面接等の指導も行っている。また、博士後期課程在籍者などを特別ティーチング・アシスタント（T A）として採用し、勉強方法やレジュメの作成方法などを指導させている。そのほか、2年次終了時までに必要な単位数を取得できない学生を退学処分とする制度や一定の科目の単位取得ができない学生には、白金キャンパス開講科目の履修を認めない制度を設けている。こうした制度に一定の意義は認められるが、人材養成目的

や学位授与方針、教育理念に裏打ちされている制度とまではいえない。授業評価アンケートにおいて、多くの学生がシラバスの記述内容と授業内容が整合していると回答しており、それをもってシラバスに基づいた授業を展開していると確認できている。学生は、「成績事故調査願」により、担当教員に対して文書で成績評価の確認を行うことができるうえ、2013（平成 25）年度より e-learning 上または法学部ウェブページ上で、定期試験の解説または講評を公開している。教員の負担は小さくないが、学生にとっては学修上有意義な取り組みである。また、教育内容・方法等の改善を図るため、授業公開（授業参観）制度を設け、半数近い教員が授業公開を実施している。さらに、学科ごとに初年次の教科書を作成するなどの努力も行っており、教育内容・方法等の改善への意欲は相当に高いといえる。

国際学部

教育目標を達成するために必要な授業の形態は、教育課程の編成・実施方針などで明らかにし、シラバスには授業方法等も明示しており、適切な教育方法を採用している。他学部以上に討論やプレゼンテーション等、学生主体の教育方法を多くの授業で採用し、優れた特徴の一つとなっている。シラバスと授業内容の整合性については、授業評価アンケートにおいて確認しており、国際学科、国際キャリア学科ともに、多くの学生から肯定的な回答を得ている。教育内容・方法の改善に向け、学部として英語教授法の F D や、講義内容、方法、成績評価法などをテーマとした授業アイデア交換会が行われている。また、各学科レベルでも、初年次教育にかかわる F D を行い、英語教授法に関する F D の企画も進めている。

心理学部

心理学部の教育目標を達成するために必要な授業の形態は、教育課程の編成・実施方針や学則に定めた学科科目一覧で学部共通と学科別に示している。また、クラスアドバイザー、ゼミ指導教員による学生との面談も実施している。シラバスと授業内容の整合性については、学生による授業評価アンケートの質問項目をもって、検証している。「シラバスに関する学生の評価の活用方法を学科会議で検討する予定」とあり、その成果に期待したい。学部独自の F D として、学部および心理学科主催の講演会などを開催している。また、教育発達学科では「F D 部会」を設置して定期的に F D 研修を開催している。しかし、教育の改善に効果的に活用する取り組みとまでは必ずしもいえない。

文学研究科

大学院学則に、教育は授業科目の授業と学位論文作成に関する「研究指導」からなることを規定している。各専攻では「研究法演習」「演習」「研究指導」などの科目を通じて学位論文執筆までの指導をしているが、刊行物等で明確に研究指導計画を示しているとはいえない。シラバスと授業内容の整合性については、学生による授業評価アンケートに質問項目があり、半数を超える学生が「よく一致している」と回答している。しかし、シラバスと授業内容の整合性を図るための組織的、恒常的な検証、改善の制度は確立していない。研究科独自のFDとして、学生による授業評価の結果を授業改善につなげる協議、検討をしているが、教育方法を改善するための責任主体・組織、権限、手続は明確でない。

経済学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、博士前期課程では「講義形式の授業科目」と「論文指導のための演習」、博士後期課程は専門分野に特化した講義科目と「論文指導」より構成している。履修ガイダンスおよび指導教授による論文執筆プロセスにおいて、学位授与に際し求められる水準の解説、履修登録方法などを周知している。博士後期課程では学位論文提出前年度に学位論文計画書の提出を義務づけ、定期的に進捗状況の報告を促し、論文作成のモチベーションを高める等の工夫をしている。論文提出までの各段階で学修の進行状況や内容を指導教授がチェックして、修士および博士学位にふさわしい論文が完成されるシステムとなっている。また、研究指導は、学生と指導教授の話し合いにより指導・研究内容を決定し、研究指導計画に従い指導している。

研究科のFDとしては、月1回開催する研究科会議で、学習成果に関する議論と検証を行っている。しかし、大学院学生の教育研究指導体制は少人数であることを考慮すると、授業評価アンケートのみの検証は難しく、今後は学部と異なる形式を検討し、大学院学生の授業および教育研究等に関する意見・要望を集約・フィードバックして改善に役立てることが課題である。

社会学研究科

博士前期課程では、個々の授業の履修と研究指導を組み合わせ、社会学専攻では、社会学の幅広い知識に加え、論文作成に不可欠な文献レビューやデータ分析スキルを身につけさせるため、社会調査法などを実習形式で学ぶ授業も提供している。社会福祉学専攻でも、社会福祉学の基礎的な知識を身につけさせるために文献講読から臨床実習まで多様な教育方法を採用している。他方、博士後期課程では、担当教員による個別の研究指導が中心である。シラバスの記載内容については、予習・復習にかかわる記述内容には各科目で差があり、一部には記述内容がない科目もある。

教育内容・方法等の改善を図るための取り組みとして、年に1回以上個別のテーマを設定した「教員研修会」を行っているが、教育成果についての検証を行い、教育内容や方法、研究指導を改善していくための体系的な仕組みを整備することが望まれる。

法学研究科

研究指導は、入学者が少数ということもあり、ほぼマンツーマンの状況であるが、「博士論文作成・論文指導のスケジュール管理」に沿うものである。すなわち、博士後期課程1年次から2年次までの期間を、博士論文作成のための準備作業として位置づけ、文献の講読や判例・事例研究を通じて、博士論文の課題設定を指導し、最終年次においては、論文作成に向けたより具体的な指導をしている。「博士論文作成・論文指導のスケジュール管理」はウェブページなどで大学院学生にも示し、周知している。法学研究科委員会において「FD会議」のもと、新しい教育内容・方法等について報告・意見交換が行われ、組織的な研修の場も提供されている。

国際学研究科

博士前期・後期課程ともに、個々の授業の履修と研究指導を組み合わせた授業形態を採用し、その後は論文作成が中心となる。また、研究指導は「マンツーマンの個別指導」が基本であるが、副査からも指導を受けることが可能であり、中間発表会も実施している。シラバスと授業内容の整合性については、授業評価アンケートの結果によると、研究科全体で半数を超える学生が「よく一致している」と回答している。しかし、教育内容・方法、研究指導の改善に向けては、体系的な仕組みを整備することが望まれる。

心理学研究科

大学院学則に、研究科の教育は授業科目の授業と学位論文作成に関する「研究指導」からなることを規定しており、これらは教育目標を達成するために適切である。博士前期課程では「特論研究」の科目等において指導するとともに、修士論文執筆の過程でも「中間発表会」「構想発表会」「検討会」などを開催し、計画的な指導がなされている。博士後期課程では「特別演習」で研究指導を行い、1年次には「博士論文構想発表会」を実施している。シラバスと授業内容の整合性については、授業評価アンケートの質問項目をもって検証しており、大学院全体で半数を超える学生が「よく一致している」との回答している。しかし、整合性を図るための組織的、恒常的な検証、改善作業は制度化されておらず、個々の教員に任されている。また、FDについては、学部の「FD委員会」で大学院教育に関する研修会を定期的に関

催しているが、研究科として組織的に授業内容・方法を改善する体制を整えているとはいえない。個別の教員の専門によらない汎用的で体系的な体制づくりが進められており、その実現に期待したい。

<提言>

一 努力課題

- 1) 1年間に履修登録できる単位数の上限について、経済学部国際経営学科3・4年次で50単位であり、経済学部および社会学部を除く学部・学科において、卒業年次に学科主任が認めれば、上限設定を超過した履修登録が可能であるので、単位制度の趣旨に照らした改善が望まれる。
- 2) シラバス執筆基準を大学全体として定めているが、教員によってシラバスの記載内容に精粗が見られる。学生の自己学習に活用できるよう、改善が望まれる。

(4) 成果

<概評>

大学全体

学士課程において、学位授与に関する手続は、学則と「明治学院大学学位規程」に基づき運用している。卒業要件は、各学部教授会の決定をもとに学則で規定し、学生には各学部の履修要項、教務部での個別指導、学生用ポータルサイト等で周知を図っている。

成果を確認するための指標としては、全学的な指標設定について「慎重な態度を取る」としているが、「学生の主観的な自身の成長を教育目標の成果に関する指標」と位置づけ、全学的なアンケートの実施を進めている。さらに、2013（平成25）年度より「総合GPA値」を成績表、成績証明書に掲載し、学生は自身の習熟度を客観的にとらえることができるようにしている。

博士前期課程および博士後期課程においては、学位授与に関する手続は、大学院学則と「明治学院大学学位規程」に基づき運用している。また、学位申請手続は、『大学院要覧』、掲示物および大学院事務室スタッフによる個別指導を通じて学生に明示している。なお、修士論文および博士学位論文の審査基準は「明治学院大学学位規程」に定め、基準の詳細はいずれも「研究科委員会において定める」と定めているが、社会学研究科および心理学研究科の博士前期課程および博士後期課程、国際学研究科博士前期課程では、学位に求める水準を満たす基準であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）を明文化しておらず、国際学研究科博士後期課程

では、論文審査基準を内規で定めているが、あらかじめ学生に明示していない。いずれも改善が望まれる。

文学部

フランス文学科のみ卒業論文を必修として、卒業論文の審査を主査・副査2名による審査および口頭試問により厳格に行っている。学生の学習成果を測定するための評価指標は開発されていないが、英文学科では入学時と1年終了時にTOEFL-ITP®を受験させており、一定の成果を上げている。ただし、卒業時の英語能力は確認されていない。フランス文学科では卒業論文の厳格な審査が評価指標として一定程度機能しており、芸術学科では必修ではないものの、卒業論文を4年次生のほぼ全員が提出していることから、一定程度機能しているといえる。

経済学部

在学中の修得単位について厳正なチェック等を経たうえで教授会審議と承認による手順を踏んでおり、学位授与に関する責任体制の適切性は保たれている。課程終了時における学生の学習成果の測定は、成績表と成績証明書に掲載する「総合GPA値」で、2013（平成25）年度から一つの評価指標として活用している。これにより学生は自身の習熟度を客観的にとらえ、学習成果を知ることで自主的な学修を促す動機付けとするとともに、学習成果測定のための評価指標として適切に成果を測るよう努めている。

社会学部

卒業時のアンケート調査の結果、人材養成目的に照らして「社会全体の幸福を考える姿勢」や「社会のために行動する力」が身についたと回答した割合が他学部より多く、社会福祉学科の卒業生でその比率が突出していることは学習成果の一つといえる。また、「調査リテラシー」の習得を重視する社会学科では、社会調査士資格申請者が2014（平成26）年3月卒業生で50名を超え、社会福祉学科でも、社会福祉士、精神保健福祉士の合格率が全国平均を上回り、卒業生が特別支援教育教諭として採用されるなど、一定の成果を上げている。他方、学習成果は、資格の取得状況やアンケートを通じた卒業生の評価以外の方法によっても測る必要があるため、評価指標をさらに考案することが求められる。また、社会学部の卒業論文は、「厳正な審査を経て『社会学部長賞』などが授与される」ので、その「厳正な審査」の手續や基準は、学習成果を測る一つの評価指標となりうる。

法学部

学位授与については、所定の単位数を充足しているか、3月開催の教授会で一人ずつ判断しており、適切である。2014（平成26）年度から、学生に「学生学習自己管理カルテ」を作成させることを始めている。学生は各年次末に自身の習熟度等を振り返って客観的にとらえることができ、自主的な学修を促す動機付けを高めることができる大変に有意義な試みである。利用状況などのアンケート調査を行っているが、この調査結果を踏まえたうえで、今後も、人材養成目的や学位授与方針などと接続する方向で、改善・発展させることを期待する。一方で、学位授与者の学習成果については、特段に測定していないので、評価指標の検討が望まれる。

国際学部

学習成果を測る一つの指標としての言語運用能力、とりわけライティング能力に着目し、その育成とその成果の確認に力を入れている。特に、ライティングを指導する特別TAの配置は学生からの評判もよく、多くの学生が活用している。学習成果を測るため、GPAとTOEFL®スコアの相関関係の検証にも着手している。新入学生を対象にした入学時アンケート調査、入学後3回実施するTOEIC®やTOEFL®のスコア、GPAなどのデータを組み合わせて追跡調査を行う「サトル・プロジェクト」を実施しており、その調査結果は「学習成果の決定に関する分析」にまとめている。また、データを解析した論文を学部紀要『国際学研究』にも掲載している。ライティング支援の方法に関する「研修会」とも併せて、一連の取り組みは注目に値する。学位授与基準に基づき、学生が所定の単位を取得しているかどうかを判定する卒業判定教授会が開かれており、単位認定と卒業判定は適切に行われている。

心理学部

卒業論文は必修ではないため、その提出率は2013（平成25）年度でおよそ4人に1人が提出している。卒業論文提出率の上昇を課題としており、在学生に卒業論文要旨集を配布するなど、改善に向けて取り組んでいる。学生の学習成果を測定するための評価指標として、卒業時に全学的に実施した学生アンケートの分析と利用を検討している。教育発達学科では、従来のシステムを拡張する形で、2015（平成27）年度より電子ポートフォリオ・システム（PSY-PORTFOLIO）を導入している。学生が自己評価を行う際の「評価指標（ループリック）」を作成し、学士力の形成状況を評価することが可能になっている。これは学習支援システムとしても機能し、教員と学生の双方向的なコミュニケーションを活発にするための取り組みとして評価できる。

文学研究科

英文学専攻では「修士論文提出手順」「博士論文（課程博士）提出手続に関する内規」に論文提出までの手続を示している。フランス文学専攻では3名以上の教員による査読と公開口頭審査、芸術学専攻では修士論文は2名、博士論文は3名の教員による査読と公開口頭審査を経ている。論文審査基準は「学位論文審査基準（文学研究科）」に簡潔に示している。また、博士後期課程1・2年次生に研究中間発表を課しており、そこで一定程度の学習成果は確認できる。学位授与は、「修了判定会議」「専攻会議」等の議決を経て適切に行われている。

経済学研究科

学習成果測定のための評価指標は特になく、各指導教員が設定した教育目標と達成度により、主観的に評価を行っているのが現状である。したがって、学習成果の測定方法を研究科全体として検討し、教員の合意形成を経たうえで、適切に成果を測る評価指標の開発が課題である。学位授与に関する手続は、論文執筆までの道程を入学時から明確に示し、中間報告を経ることで執筆の進捗を確実にするとともに、質の高い論文を目指している。審査は主査1名、副査2名により査読を行い厳正に評価する。また各課程における論文審査基準は、「経済学研究科学位授与基準」として明示しており、適切である。これらは大学院学則・学位規程に従って公正かつ適切に行われ、明確な責任体制のもと明文化された手続に従って学位を授与している。

社会学研究科

博士前期課程、博士後期課程修了時に、学生の学習成果を測定するための評価指標は特になく、学位論文の執筆と合格で成果を測っているのが現状である。修士論文および博士学位論文の審査基準は策定されていない。なお、博士学位申請論文の審査に関しては、別に社会学研究科内規を設け、責任体制や手続をより明確にしている。

法学研究科

学位授与は、「課程博士論文の審査手続に関する内規」に従い、審査委員会による審査、研究科教員全員が出席のうえ、公開の口頭試問での審査を経て判定しており、適切である。学位論文審査基準は、学位授与方針および「課程博士論文の審査手続に関する内規」にて明確に定めている。

2004（平成16）年度以降の入学者全員が所定の期限内に博士論文を提出し、学位を授与しているだけでなく、大学院紀要に論文を掲載していること、修了者全員が法学研究者または法律実務家としての職を得ていることから、この点は評価できる。

国際学研究科

学習成果をどのように測定するのか、指標の開発が今後の課題である。なお、過去の修了者のうち数名が大学教員になっていることは学習成果の一つといえる。博士論文の審査は「国際学研究科博士論文審査の手順とルール（内規扱い）」に示された独自の論文審査基準に基づき行われている。しかし、あらかじめ学生に明示されてはいない。また、修士論文については別に審査基準は設けていない。

心理学研究科

「心理学研究科学位論文（論文博士）審査に関する内規」に論文博士の学位授与に関する手続と要件を定めているが、修士論文および博士論文に関する研究科独自の論文審査基準は定めていない。なお、博士論文は外部審査者を含む3名以上の教員が審査を行い、厳正な審査が行われている。学生の学習成果は、「単位の取得率、GPA、修士論文提出率、就職状況などで判断」している。また、博士前期課程では、修士論文評価の一環としてポスター発表を行い、文献購読、研究方法、論文執筆の能力などの点からレベルを評価しており、これらの観点が評価指標として一定の役割を果たしている。資格取得や専門職への就職も評価指標として機能している。実際、臨床心理士の資格取得者、専門職への就職で実績を残していることは評価できる。今後は、教員による学習成果の評価についてポートフォリオ等を用いて体系的な測定方法を確立していくことを予定しており、その取り組みに期待したい。

<提言>

一 努力課題

- 1) 社会学研究科および心理学研究科の博士前期課程および博士後期課程、国際学研究科博士前期課程では、学位論文審査基準が明文化されていないので、『大学院要覧』などに明記するよう、改善が望まれる。また、国際学研究科博士後期課程における学位論文審査基準は、学生にあらかじめ明示されていないので、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

貴大学では、建学の精神と教育理念に則り、5つの教育目標に照らして、各学部・学科、各研究科・専攻で学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。文学部では「言語・文学・芸術への志向をもつ学生」を求めるとし、「一般入試及びセンター入試では基礎的学力を身につけた学生を選抜する」ほか、「各学科の専門性に即した、自己推薦入試（AO入試）によって、基礎的学力以外の各専門分野における能力・適性をも発掘する」などと定めている。文学研究科では、「博士前期課程・博士後期課程ともに、各領域において、高度な専門的学識を修得し研究能力を発展させる意欲と可能性のある学生」を求めるとともに、「それぞれの課程における各分野の研究に要求される学識・能力を確かめるために、必要な試験を行う」などと定めている。受験生に対する理念への共感、意欲を有することを求めつつも、入学時に修得しておくべき知識の内容・水準について、文学部では「基礎的学力」、経済学部では「高等学校で学ぶ基本的科目をまんべんなく勉強してあること」が見当たるのみであり、その他の学部では示されていない。研究科は、学部教育で得た専門的学識と研究能力を発展させる意欲を求めているが、社会学研究科、国際学研究科はやや意欲を重視した内容になっており、入学時に修得しておくべき知識についての記載が薄い。なお、学生の受け入れ方針については、各学部、各研究科とも公的な刊行物、ウェブページなどに掲載し、受験生等へ周知を図っている。

定員管理については、2014（平成26）年度における国際学部国際学科の収容定員に対する在籍学生数比率がやや高かったものの、2015（平成27）年度はすべての学部・学科で適正範囲内である。一方、大学院における定員未充足が見受けられ、博士前期課程では、文学研究科、経済学研究科、社会学研究科、国際学研究科、博士後期課程では、経済学研究科、法学研究科は定員充足していないので、改善が望まれる。

学生の受け入れの適切性の検証については、「入試委員会」を定期開催し、入試にかかわる諸種事項に関する検討が行われているほか、入学者の追跡調査を行っている。この入学者の追跡調査は、従来「入試委員会」を通じて入学試験制度別の入学者のGPAを提供するのみであったが、2013（平成25）年度より学生情報を一本化した学生データ分析システム「MISSION」の稼働を受け、課外活動や留学、就職状況等のデータも得られるようになり、入学者選抜と学生の受け入れ方針との関連がより密に分析できるようになっている。また、「入試委員会」の構成員を対象にした外部講師による講演会を年1回開催している。一般入学試験問題の適切性については、2013（平成25）年度は入学試験終了後、外部機関への検証を依頼するなど、現状の問題認識を踏まえて検証・改革に努めている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、文学研究科博士前期課程が 0.45、経済学研究科博士前期課程が 0.23、社会学研究科博士前期課程が 0.43、国際学研究科博士前期課程が 0.15、経済学研究科博士後期課程が 0.06、法学研究科博士後期課程が 0.07 と低いので、改善が望まれる。

6 学生支援

<概評>

「いかなる学生も大学での学修を全うするだけでなく、学生個々の意欲や目標・状況に応じた学びや経験等の機会を得て、それを継続できるための支援を提供する」などと定めた修学支援の方針のほか、生活支援、国際交流支援、就職支援および課外活動支援の方針もそれぞれ定めている。これらの方針実現のため、教務部、学生部、図書館、キャリアセンター、国際センターおよび総合支援室などを整備している。特に、総合支援室の運営のもと、学生の心身面の問題の対応、障がいのある学生へのコーディネーターによる支援のほか、FD・スタッフ・ディベロップメント（SD）研修やウェブページの充実、学内広報等の活用等を進めて、適切な対応に努めており、健康支援・学生相談・学生サポートと多岐にわたった対応は評価できる。

学修支援では、横浜キャンパスにおけるラーニングコモنزの整備、上級生による新入生サポート活動「キャンパス・コンシェルジュ」、白金キャンパスでの論文作成や就職活動に役立つデータベースを気軽に学べる「ショートセミナー」および白金・横浜キャンパスでの授業内図書館サポートなど各種取り組みを行っている。また、法学部および国際学部の特別TAによるレポート・論文の書き方の個別指導、心理学部におけるインタラクティブ・スタディ・ルームの開設などの学部独自の支援は評価できる。経済的支援では、日本学生支援機構による奨学金のほか、貴大学独自の奨学金制度を設けて学生を支援している。また、学外の奨学団体や自治体等の奨学金の紹介等にも努めている。ハラスメント対応では、「ハラスメント防止宣言」を定め、ハラスメント全般に対処し、防止する体制へと改組している。

進路支援では、「キャリアセンター委員会」において、キャリア支援に関する重要な事項の審議を行ったうえ、キャリアセンターにおいて1年次から段階的にガイダンスを提供するほか、面接やグループディスカッションによるトレーニングや企業採用担当者を招いての学内会社説明会等を実施している。

上記の通り、学生支援は組織体制を整備して推進しているが、学生の需要や視点等を踏まえた各事業の適切性の検証については不十分である。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の方針は、キャンパス施設整備計画、図書館のラーニングコモングの整備、研究の推進とその体制整備の柱からなり、現在、事業展開中の「横浜キャンパス向上計画」はこの3つの柱に基づき、アクティブ・ラーニングを支援する構想なども盛り込んでいる。この方針は、各学部教授会および全部署の課長職で構成している「課長会」で報告しているが、教職員での共有は十分ではない。

白金・横浜の両キャンパスの校地・校舎面積は大学設置基準を満たしている。また、施設・設備については、バリアフリー化がなされ、食堂、談話スペースの整備、図書館、ネットワーク環境（無線LANアクセスポイント増設）等の修学環境の改善も進められ、「エコキャンパス」づくりにも積極的に取り組まれている。

図書や学術情報サービス等について、蔵書、電子ジャーナルは十分な量を整備し、図書館の座席数、学術情報検索システムも整備しており、他大学図書館との図書館コンソーシアムの形成なども行っている。また、専門的な知識を有する専任職員も各キャンパス図書館に配置している。

教育研究等の支援については、TAの雇用、研究費の配分、研究室の整備、在外研究とそのため補助金支給などが行われている。科学研究費補助金などの外部研究資金の取得者には、採択翌年度の教員研究費を増額するインセンティブを設けている。研究倫理の遵守に関しては、「明治学院大学研究倫理基準」をはじめとする各種の規程を設けるとともに、研究倫理の遵守を実効するため「研究倫理委員会」や「公正研究委員会」等を適切に設置している。また、厳密な審査と公正な取り扱いを考慮して、不服申し立てに対応する規程も用意され、研究倫理を浸透させるための啓蒙活動、不正を防止するためのチェック体制など、包括的な仕組みを整備している。

教育研究等環境の適切性を検証し、必要に応じて改善を行っているが、検証を改善につなげる体系的な仕組みを整備するまでには至っていないので、さらなる取り組みが求められる。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会との連携・貢献を大学の伝統と校風とし、5つの教育目標の一つにも、「共生社会の担い手となる人間の育成」を掲げ、教育研究成果の還元、学外組織との連携協力による教育研究推進を主眼とし、大学を挙げて社会連携・社会貢献を積極的に進めている。しかし、社会連携・社会貢献に関する方針は、明確なものではなく、教職員での共有も十分ではない。一方、実際の取り組みについては充実しており、とりわけ、ボランティアセンターを中心とした多様なボランティア活動は特筆すべきである。また、「Do for Smile@東日本」「1 Day for Others」など、学生によるボランティア活動と「ボランティアファンド学生チャレンジ賞」「課外活動奨励賞」など、学生によるボランティア活動や地域貢献を支援する仕組みが充実している。こうしたボランティア活動やその支援の継続は、教育理念を体現する取り組みとして、高く評価できる。また、地域社会との連携についても積極的であり、東京都港区との協定により開講している「港区チャレンジコミュニティ大学（CC大学）」は地域コミュニティのリーダー養成を目的とし、60歳以上の住民にターゲットを絞った特色であり、着実な成果も上げてきていることから、高く評価できる。さらに、横浜市戸塚区、長野県小諸市、岩手県大槌町と連携協定を結び、学生と地域住民とが参加のイベント、講座、文化遺産の保存活動などに取り組んでいる。しかしながら、こうした個々の取り組みを、大学全体の観点から調整・検証するシステムは不十分である。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 「ボランティアセンター」を中心とした「Do for Smile@東日本」「1 Day for Others」など学生によるボランティア活動や「ボランティアファンド学生チャレンジ賞」など学生によるボランティア活動および地域貢献を支援する制度が充実している。特に、「1 Day for Others」は、約60のプログラムに年間多くの学生が参加している。これらの活動や支援制度は、教育理念「Do for Others」を体現する社会貢献の取り組みとして評価できる。
- 2) 「港区チャレンジコミュニティ大学（CC大学）」は、地域コミュニティのリーダー養成を目的とし、60歳以上の住民にターゲットを絞った特色ある取り組みで、CC大学の修了生は、自主的な地域任意組織である「チャレンジコミュニティ・クラブ（CCクラブ）」に全員入会し、港区を中心としたボランティアや地域活動を主導しており、評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

2009（平成 21）年度から 2013（平成 25）年度までは、中長期計画である「21 世紀へボンプロジェクト」を実施し、2015（平成 27）年度から中期計画である「MG DECADE VISION」を策定している。しかし、大学の管理運営方針を必ずしも明示しているとはいえない。

学長、学部長等の権限と責任、学部教授会等の権限と責任については、学則および大学院学則に、副学長の権限と責任は、「明治学院大学副学長職務規程」に規定している。また、教育研究に関する意思決定については、「執行部会議」「学部長会」、各学部教授会での審議を経て「大学評議会」で行っている。なお、これらの規程および意思決定プロセスについては、学校教育法の改正に対応している。ただし、「執行部会議」と「学部長会」は、学長の諮問機関として機能しているものの、各々の審議事項が学則等の規程ではなく、それぞれ内規に規定されている点は改善の余地があり、意思決定の方法も必ずしも明確ではない。また、管理運営の適切性を検証するための仕組みおよび改善を図るためのプロセスは不十分である。

事務組織については、法人・大学それぞれに「事務局職制」を定め、各部署が担当すべき業務範囲を明確にして事務組織と事務分掌を定めている。また、職員の資質向上に向けては、「職員研修制度規程」および「実施要領」を改正・施行し、職能資格別研修、役職位別実務研修、共通研修および各部署研修等をそれぞれ実施しており、研修制度は充実している。

財務については、監査室に内部監査主管者を配置し、監査室長とともに通年で内部監査が可能な体制を整備している。また、決算に関しては、三様監査（監査法人による監査、監事監査、内部監査）によって連携した制度的な枠組みに基づいて監査を行っている。さらに、「2014 年度学校法人明治学院予算編成方針」に基づき、予算の P D C A を機能させる取り組みを開始している。「財務委員会」のもとに、財務理事をリーダーとした「予算の P D C A 推進のためのプロジェクトチーム」を設置し、同一指標で検証できるよう標準化したフォーマット「事業評価シート」に基づき、分析・評価を行っている。各評価結果は、「予算の P D C A 推進のためのプロジェクトチーム」に諮り、最終結果として「財務委員会」に報告、常務理事会、理事会で決議する仕組みとなっている。

(2) 財務

<概評>

明治学院大学

2009（平成 21）年度からの中・長期計画として「21 世紀へボンプロジェクト」を実施し、2014（平成 26）年度中にその成果の検証を行い、新たに 2015（平成 27）年度から 10 年間の中・長期計画である「MG DECADE VISION」を策定している。また、教育研究を安定して遂行するのに必要で十分な財政基盤を確立するため、中期目標として帰属収支差額比率 10%以上等を掲げている。

消費収支計算書関係比率では、大学ベース、法人ベースともに「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して、教育研究経費比率がやや下回っているものの着実に増加傾向にある。人件費比率、消費支出比率は良好な水準で推移し、帰属収支差額比率は目標としている 10%以上を維持している。また、退職給与引当特定資産は要積立額と同額が積み立てられており、減価償却引当特定資産をはじめその他の引当特定資産も年々増加するとともに、借入金の返済も確実に実行されている。これらのことから、必要な財政基盤は確保され、財政状況は良好であるといえる。今後は、財政基盤のより一層の安定のために、受託研究費や寄附金など外部資金の獲得についても着実に実行することを期待したい。

10 内部質保証

<概評>

内部質保証の方針として、「建学の精神『福音主義のキリスト教教育に基づいた人格教育』を実践し、教育研究水準の向上を図り、社会的責務を果たすために、教育研究と管理運営等に関する自らの点検と評価（自己点検・評価）を実施する」など 4 項目を定め、自己点検・評価については、「明治学院大学自己点検・評価規程」を制定し、「自己点検・評価運営委員会」を中心に実施している。また、2009（平成 21）年以降は、4 年ごとに本協会の点検・評価項目に対応した中期目標を定め、各年のテーマに基づいて進捗状況確認を行っている。さらに、外部有識者 8 名で構成する外部評価委員会を設置し、各組織の自己点検・評価結果への講評・点検を受けることによって、客観性を確保し、実効性のある改善へと結びつける努力をしている。加えて、文部科学省および認証評価機関等からの指摘に対しては、「大学評議会」や「学部長会」で報告するとともに、全学で課題を共有し、毎年度の自己点検・評価に組み込み、改善状況を年次で確認する仕組みを形成している。自己点検・評価の数値的根拠であるデータについては、専任教員数や学生数といった基礎的なデータのほか、大学の諸活動の現状認識に役立つ各種データを収集することや授業評価アンケート、学生アンケートを実施して、全学の状況把握に活用している。また、点検・評価報告書は、ウェブページに公開しているほか、学校教育法施行規則

明治学院大学

に基づく基本情報、財務関係書類および決算書の5年分の経年比較や財務比率の検証等を掲載した事業報告書も同様に公開している。

自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムとしては、全学的な基礎的なデータ、学生アンケートなどを集約した「自己点検・評価マネジメントシステム」を整備して、実態認識、取り組みの進捗状況の確認を容易にしている。また、教育目標に則した学習成果を測る目的から、新入生、在学生、卒業時、卒業後の4つのステージに分けて学生アンケートを実施し、その分析結果を全学で共有できるものにするべくデータベースを構築している。加えて、政策決定・経営分析のために「MISSION」というデータ分析システムを導入している。しかしながら、こうしたシステムを大学全体で改革・改善のために十分に利活用できているとまではいえない。各部局と大学執行部とが連携して大学全体の改善・改革にあたるよう期待する。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成31）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上